

NO	条例	施策・取組	事業名		事業内容及び今後の展開
1	第7条	道路交通環境の整備等 【道路の見通しの確保】	継続	公共施設の見通し確保改修	公共施設における出入り口及び周辺の見通し確保のための改修
			継続	カーブミラー設置事業補助制度	自治会が設置する、私道等の見通しに有効なカーブミラー設置事業費補助金 助成金額:対象経費の1/2(上限5万円)
2	第11条	自転車による事故防止 【自転車の安全利用】	継続	子どもの自転車乗り方教室	補助輪を外す段階の幼児に対して、自転車のルール及び乗り方を学ぶ教室 ①乗車及び運転時のルールを学ぶ ②補助輪を外し、1人で乗ることを目標にした乗り方を学ぶ
			継続	幼児2人同乗用電動自転車購入助成制度	幼児2人同乗用電動自転車購入費用の助成
			新規	自転車用ヘルメット着用キャンペーン	運転免許証の返納を行った市内在住の高齢者(65歳以上74歳以下)へ、健康増進及び事故時の怪我の防止を目的に実施 ①無償配布 ②配布する方法については、警察等と連携する。 ③配布した高齢者には、着用した感想等のアンケートへの協力を求める。 ④配布するヘルメットには、啓発シールを貼り、啓発活動への協力を求める。
3	第12条	交通安全施策の充実に係る情報収集等 【交通事故情報の活用と発信】	充実	生活安全マップの修正・追加	公開データを活かした関係機関共有情報
4	第5条	道路を通行する者の責務 【歩きスマホの禁止】	充実	啓発動画編集	各種情報発信の媒体に対応した動画に編集する
			充実	歩きスマホ禁止ポスター掲示	令和5年度の京阪電車内及び市内駅構内に加え、JR西日本の市内駅構内に掲出
			充実	歩きスマホ禁止動画周知啓発	デジタルサイネージ、ライン、X(旧ツイッター)、YouTube等を活用し啓発
5	第8条	広報及び啓発	継続	交通安全フェアの開催	子どもから高齢者までの幅広い世代の方々が、楽しく交通安全を学ぶとともに、交通安全に対する意識の醸成を図ることを目的に開催する交通安全をテーマとした総合イベント ①警察・交通安全協会、滋賀県、大津市消防局等と連携 ②交通安全功労者の表彰式、交通安全カンガルー教室、VRのシミュレーションなど各種体験、警察による寸劇、緊急車両の展示など
			継続	啓発・教育資材の貸出事業	DVD等の交通安全教育用資材の貸出、交通安全カンガルー教室の備品(歩行者用信号機)
			継続	地域への啓発用品支給事業	地域の交通安全活動を支援するため、バトロール用ベスト、横断旗等を支給
6	第10条	高齢者の事故防止	継続	自動車後付け急発進等抑制装置設置助成制度	高齢者を対象に自動車への急発進等抑制装置の設置費用を助成
			新規	高齢者運転免許証自主返納促進事業	① 事業の概要 満75歳以上の高齢者の市民が運転免許証を自主返納した場合に、①「ICOCAの購入補助」、②「公共交通共通乗車券の配布」、③「自転車用ヘルメットの配布」のいずれかを選択してもらいプレゼントする。 ② 件数の推定 950人程度 過去3年の満75歳以上の市民の運転免許証自主返納者数の平均 796人 ※ 事業によるインセンティブ効果は2割程度